

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

アクティブETF

株価指数などの指標に連動するETF(上場投資信託)とは異なり、連動対象となる指標がないアクティブ運用型ETFの上場を解禁。今月、東証に国内初上場した。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/18(月) 大安 敬老の日
19(火) 赤口
20(水) 先勝 彼岸入り、動物愛護週間
21(木) 友引 秋の交通安全運動
22(金) 先負
23(土) 仏滅 秋分の日、アジア競技大会開幕(中国)
24(日) 大安 結核予防週間

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/11(月)	32,468 ▼139	146.19 △1.19
12(火)	32,776 △308	146.80 ▼0.61
13(水)	32,707 ▼69	147.26 ▼0.46
14(木)	33,168 △461	147.27 ▼0.01
15(金)	33,533 △365	147.75 ▼0.48

免税事業者との取引で問題となる行為は

来月からインボイス制度が始まりますが、仕入先である免税事業者との取引条件の見直しなどを行う場合は、独占禁止法(優越的地位の濫用)や下請法の違反行為にならないように注意が必要です。

◆ 独禁法や下請法において問題となるケース

取引上優越した地位にある事業者や下請法の親事業者が免税事業者との取引条件を見直す場合、次のようなケースで問題となります。なお、免税事業者からの仕入れでも制度開始後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は50%を控除できます。

◎取引価格の引下げを要請する場合……取引上優越した地位にある事業者が仕入税額控除の制限を理由に取引価格の引下げを要請する場合、交渉により双方が納得する価格であれば問題ありませんが、形式的な交渉にすぎず、事業者の都合のみで著しく低い価格を設定した場合、独禁法上問題となります。

◎請求段階で免税事業者であることが判明した場合……下請事業者との取引完了後、免税事業者であることが請求段階で判明したため、消費税相当額を支払わない場合、下請法上問題になります。

◎課税事業者になるよう要請する場合……インボイス事業者(課税事業者)になるように要請することは問題ありませんが、要請に応じなければ取引価格の引下げや取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独禁法又は下請法上問題となります。

◎下請事業者がインボイス事業者になった場合……継続的に取引関係のある下請事業者が要請に応じてインボイス事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提にした従来の単価を一方的に据え置く場合、下請法上問題となります。

■ この記事の詳細は、情報BOX201535

対象拡大など「業務改善助成金」を拡充

来月から地域別最低賃金が改定されますが、中小企業等が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引上げて、生産性向上に資する設備投資等を行う場合に、設備投資等の費用の一部を助成する「業務改善助成金」が拡充されました。

これにより、*対象を事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以内の事業場に拡大、*事業場規模50人未満の事業者は賃金引上げ後の申請も可能(令和5年4月~12月に賃金引上げを実施した場合が対象)、などが行われました。

なお、地域別最低賃金の改定額に対応するため事業場内最低賃金を引上げる場合、発効日前に引上げを実施していれば本助成金の対象となります。

マイナポイントの申込期限は今月末まで

マイナンバーカードの取得者(本年2月末までの交付申請が対象)は最大2万円分のマイナポイントの付与対象ですが、ポイントを受け取るための申込手続きは今月末が期限となっています。

総務省によると、対象者のうち約2千万人が申込手続きをしていないことから、月末にかけて自治体窓口の混雑などが懸念されています。

また、期限前に申込受付を終了するキャッシュレス決済サービスもあるため、希望者は早めに手続きを行うように呼びかけています。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

インボイス制度後の免税事業者との取引において問題となる行為は

令和5年10月1日からインボイス制度が実施され、買手である課税事業者（簡易課税制度を選択していない場合）は受け取ったインボイス及び帳簿を保存することで仕入税額控除ができます。

そのため、インボイスが発行できない免税事業者からの仕入れについては原則、仕入税額控除ができないこととなりますが、経過措置により、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の8割、その後の3年間は仕入税額相当額の5割を控除が可能となっています。

インボイス制度の実施を契機として仕入先である免税事業者との取引条件を見直す場合、免税事業者等の小規模事業者は情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されるため、独占禁止法や下請法により問題となる可能性があります。

◆独占禁止法上又は下請法上、問題となる行為

以下は、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、独占禁止法の「優越的地位の濫用」として問題となるおそれがある行為の考え方を示しています（行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引の影響等を懸念して、行為者の要請等を受け入れざるを得ないことが前提）。

また、下請法の規制の対象となるものは、その禁止行為について示しています（下請法における親事業者と下請事業者の取引であって、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合）。

◎取引対価の引下げ

【独禁法】取引上優越した地位にある事業者（買手）が、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引下げとなっても問題にはなりません。しかし、交渉が形式的なものにすぎず、事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合についても同様です。

【下請法】事業者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由に発注時に定めた下請代金を減じた場合には、下請法で禁止されている「下請代金の減額」として問題となります。

また、事業者（買手）からの要請に応じて下請事業者が免税事業者から課税事業者となった場合で、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、「買いたたき」として問題となります。

◎商品・役務の成果物の受領拒否等

【独禁法】取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品購入の契約をした後に、仕入先が免税事業者であることを理由に商品の受領を拒否することは、「優越的地位の濫用」として問題となります。

【下請法】事業者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由に給付の受領を拒む場合又給付に係る物を引き取らせる場合には、「受領拒否」又は「返品」として問題となります。

◎協賛金等の負担の要請等

【独禁法】取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、「優越的地位の濫用」として問題となります。

【下請法】事業者（買手）が下請事業者に対して、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることで利益を不当に害する場合には、「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となります。

◎登録事業者となるような懲罰等

事業者（買手）が取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することは問題ありませんが、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

また、免税事業者が要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。